

令和 6 年度
彦根市入札参加資格審査
申請マニュアル
(建設工事)

令和 5 年 4 月
彦根市契約監理室

目次

1	はじめに	2 ページ
2	建設工事に係る事項	2 ページ ～7 ページ
(1)	資格の有効期間	2 ページ
(2)	希望工事種別について	2 ページ
(3)	格付区分について	2 ページ
(4)	技術職員の取扱いについて	3 ページ
(5)	申請に当たっての留意事項	3 ページ
①	個別の工事種別に係る留意事項について	3 ページ
②	経営事項審査の情報について	3 ページ
③	発注者別評価事項について(市内本店業者のみ)	4 ページ ～7 ページ
ア	I S O 認証取得	4 ページ
イ	エコアクション 21、K E S の認証・登録	4 ページ
ウ	障害者雇用状況	4 ページ
エ	防災協定等の締結	4 ページ
オ	保護観察対象者等の就労支援	5 ページ
カ	人権研修	5 ページ
キ	女性技術者の雇用	5 ページ
ク	入札参加停止措置	5 ページ
ケ	彦根市消防団員の雇用または消防団協力事業所認定	6 ページ
コ	男女共同参画に関するもの	6 ページ
サ	工事成績	7 ページ
(6)	その他	7 ページ
別表	建設工事の格付区分	8 ページ

1 はじめに

このマニュアルは、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項に記載されていない事項および彦根市独自の取扱いについて、記載しています。

2 建設工事に係る事項

(1) 資格の有効期間

彦根市の資格有効期間は次のとおりです。

- ① 県内業者 令和6年5月1日から令和7年4月30日までの1年間
- ② 県外業者 令和6年5月1日から令和7年4月30日までの1年間
※県外業者は新規登録のみ

(2) 希望工事種別について

彦根市では、建設業法の29業種に応じた希望工事種別となっており、最大2業種まで登録できます。

【希望工事種別一覧】

土木一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
建築一式工事	鉄筋工事	電気通信工事
大工工事	舗装工事	造園工事
左官工事	しゅんせつ工事	さく井工事
とび・土工・コンクリート工事	板金工事	建具工事
石工事	ガラス工事	水道施設工事
屋根工事	塗装工事	消防施設工事
電気工事	防水工事	清掃施設工事
管工事	内装仕上工事	解体工事
タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事	

(3) 格付区分について

彦根市では、**市内業者**について、次の工事種別に格付区分を設けています。

格付の基準は、末尾の別表のとおりとなります。

【格付を行う工事種別】

土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事、
水道施設工事

(4) 技術職員の取扱いについて

彦根市では、技術職員 1 人につき配置できる参加希望工種に制限を設けていませんので、ご留意願います。その他の取扱いは「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおりです。

(5) 申請に当たっての留意事項

① 個別の工事種別に係る留意事項について

ア 舗装工事を希望する場合は、システム中、「1 級舗装施工管理技術者の人数」、「2 級舗装施工管理技術者の人数」の各欄への入力が必要となります(いずれかに 1 名以上の技術者がいない場合は登録できません。)

イ 塗装工事のうち、路面標示を希望する場合は、システム中、「路面標示施工技能士の人数」欄への入力が必要となります(1 名以上の技術者がいない場合は該当工事において指名されません。)

② 経営事項審査の情報について

システム中、「経審情報タブ」には、滋賀県に提出する経営事項審査の「総合評定値
通知書の写し」に記載されている事項のうち、**参加希望工事種別に係る総合評定値
P・完成工事高平均・評点×1・Zおよび共通の評点×2・Y・W**を入力願います。

また、彦根市内の本店で登録をする方については、次のいずれかに該当する場合は、
指定する項目も併せて入力願います。

ア 希望業種が土木一式工事の場合

とび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高平均および評点×1

イ 希望業種が建築一式工事の場合

大工工事に係る完成工事高平均および評点×1

③ 発注者別評価事項について（市内本店業者のみ）

彦根市では、**市内本店業者を対象に**、次のとおり発注者別評価事項を設けています。

ア ISO認証取得

- ・ 申請方法・要件等は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・ 加算点数：ISO9001 （8点）
ISO14001 （8点）

イ エコアクション21、KESの認証・登録

- ・ 申請方法・要件等は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・ 加算点数：エコアクション21 （5点）
KES （5点）

ウ 障害者雇用状況

- ・ 申請方法・要件等は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・ 加算点数：1人雇用の場合 （2点）
2人以上雇用の場合 （4点）

エ 防災協定等の締結

- ・ 申請方法は「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・ 要件等は次のとおり
 - * 締結の相手方が彦根市であること。
 - * 申請日以前に締結し、申請日において引き続き締結していること。
 - * 社団法人等(建設業協会等の団体)が防災協定を締結している場合は、申請日以前の当該団体に加盟し、申請日において引き続き締結していること。
 - * 彦根市内の活動が協定の対象となっていること。
- ・ 加算点数 （5点）

オ 保護観察対象者等の就労支援

- ・ 申請方法・要件等は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・ 加算点数：協力雇用主の登録 (3点)
保護観察対象者等の雇用 (6点)

カ 人権研修

- ・ 申請方法は「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・ 要件等は次のとおり
 - * 彦根市・彦根市教育委員会・滋賀県・滋賀県教育委員会主催の研修および彦根市内で開催される人権のまちづくり懇談会のいずれかであること。
 - * 申請日の直前1年の間に開催されていること。
- ・ 加算点数 (3点)

キ 女性技術者の雇用

- ・ 申請方法・要件等は、「滋賀県市町競争入札参加資格審査申請マニュアル」の共通事項のとおり
- ・ 加算点数：1人の雇用につき (2点)
最大3人雇用まで (6点)

ク 入札参加停止措置

- ・ **申請不要**
- ・ 要件等は次のとおり
 - * 資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日の直前1年間において彦根市が行った彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)に基づく入札参加停止措置を受けた場合
- ・ 加算点数：入札参加停止措置期間に応じて次のとおり

入札参加停止措置期間	点数
1月未満	- 5点
1月以上 2月未満	- 10点
2月以上 3月未満	- 20点
3月以上 6月未満	- 30点
6月以上 12月未満	- 50点
12月以上	- 70点

ケ 彦根市消防団員の雇用または消防団協力事業所認定

・ **申請不要**

※ 彦根市消防本部消防総務課を通じて確認を行います。

※ 彦根市消防本部消防総務課から、消防団員である従業員の方に対し、個人情報等を入札参加資格審査に利用することについて、同意等を求められる場合(同意書へのサイン等)があります。

・ 要件等は次のとおり

* 資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日において以下のいずれかに該当する場合(2項目を重複して加点することはありません。)

◇ 消防団に入団している者を雇用している。

◇ 消防団協力事業所の認定を受けている。

・ 加算点数：消防団員1名を雇用 (5点)

消防団協力事業所の認定 (5点)

消防団員2名を雇用 (10点)

※ 該当する項目が複数ある場合は、一番点数の高い項目で加算します。

コ 男女共同参画に関するもの

・ **申請不要**

※ 彦根市企画課女性活躍推進室を通じて確認を行います。

※ 彦根市企画課女性活躍推進室から、講座等の受講者の方に対し、個人情報等を入札参加資格審査に利用することについて、同意等を求められる場合(同

意書へのサイン等)があります。

- ・ 要件等は次のとおり
 - * 資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日の直前1年間において以下のような取組をした場合
 - ◇ 彦根市男女共同参画センター主催のセミナーに参加し、修了証書の交付を受けた場合
 - ◇ 彦根市男女共同参画センター主催のフォーラムの実行委員として活動した場合
 - ◇ 彦根市男女共同参画センター発行の広報誌「かけはし」編集委員として活動した場合
 - ◇ 彦根市の出前講座を活用し、研修会等を開催した場合
- ・ 加算点数：(3点)

サ 工事成績

- ・ **申請不要**
- ・ 対象工事は、彦根市が発注する工事のうち次の全てに該当するもの
 - * 格付を実施する工種
 - * 当初請負金額500万円以上の工事
 - * 工事成績評定を行った工事
 - * 資格の審査の申請をする日の属する年度の1月1日の直前4年間の間にしゅん工検査が終了している工事
- ・ 加算点数：次の計算式のとおり
$$(\text{直前4年間の評定点の平均値} - 65) \times 5$$

(6) その他

- ① 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成・入力し、申請してください。
- ② 有資格者名簿の公表
申請に基づき作成した「入札参加有資格者名簿」は、申請対象年度の5月1日より彦根市ホームページにおいて公表します。

建設工事の格付区分

■有資格技術者と格付区分（監理＝監理技術資格者）

土木一式工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	880以上	5人以上		/	3人以上
		4人以上	1人以上		3人以上
		3人以上	2人以上		3人以上
B	780以上	3人以上		/	
		2人以上	1人以上		
		1人以上	2人以上		
C	700以上	2人以上		/	
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
D	600以上	2人以上		/	
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
E	600未満	1人以上		/	
			1人以上		

建築一式工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上		/	
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上		/	
			1人以上		

電気工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上		/	
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上		/	
			1人以上		

管工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上		/	
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上		/	
			1人以上		

舗装工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上		/	
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上		/	
			1人以上		

※ 上記に加え、舗装施工管理技術者が技術職員のうちに1名以上いることを格付の要件とします。

造園工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上		/	
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上		/	
			1人以上		

水道施設工事

区分	審査事項評点数	1級	2級	その他	監理
A	730以上	2人以上		/	
		1人以上	1人以上		
			2人以上		
B	730未満	1人以上		/	
			1人以上		

各業種とも、1級、2級、監理技術資格者証保有者数の人数の組合せにより格付を行っています。